

東労基発 0114 第 1 号  
令和 4 年 1 月 14 日

東京都福祉保健局長  
東京都生活文化局長  
各 区 市 町 村 長  
各 種 団 体 の 長

} 殿

東京労働局労働基準部長

新型コロナウイルス感染症の労災保険給付に係る協力要請について

日頃より、労働基準行政につきましては、多大なるご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、業務により新型コロナウイルスに感染した場合は、労災保険給付の対象となりますが、労働者の方が適切に労災保険給付を受けられるようにするためには、事業者の皆様のご理解、ご協力及び労働者の方のご理解が必要不可欠となっております。

今般、当局におきまして、令和 4 年 1 月 4 日から同年 2 月 28 日までの間、新型コロナウイルス感染症に関する労災請求の勧奨を強化することといたしました。

つきましては、各事業者の皆様及び労働者の方へご理解いただきたい点をまとめたリーフレットを送付しますので、傘下団体又は構成組織にご理解、ご協力を賜りたく、広報誌への掲載等により周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、リーフレットの内容は、労災保険給付の考え方や請求の手続きなどをより分かりやすく掲載したものであって、労災保険の認定要件を変更したものではありませんことを念のため申し添えます。

\*リーフレットの主な内容は以下のとおりです。

- ① 感染経路が不明の場合でも、感染リスクが高い業務に従事し、それにより感染した蓋然性が高い場合は労災保険給付の対象となること。
- ② 感染後に症状が持続し、療養等が必要と認められる場合も労災保険給

付の対象となること。

- ③ 労災保険給付の請求は労働者ご自身が行うものであること、感染経路が不明であることなどにより、請求書に会社からの証明が受けられない場合は、まずは労働基準監督署にご相談いただきたいこと。

\*リーフレットは東京労働局HPにも掲載しております。

- ・東京労働局HPトップページ
  - － ニュース&トピックス
  - － 労働局からのお知らせ
    - － 労働基準部からのお知らせ
    - － 職場で新型コロナウイルスに感染した方へ